



スクールカウンセラーの活動の手引き

(スクールカウンセラー用)

はじめに

本県の学校現場が抱えるいじめ、不登校等の諸課題の改善のためには、学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する「チーム学校」体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要です。加えて、地域とともにある学校、子供も大人も共に学び合い育ち合う教育体制の構築等、学校と地域の連携・協働を一層推進していかなければなりません。

現在の様々な課題の背景には、児童生徒の心の問題とともに、震災の影響、家庭、友人関係、学校、地域など児童生徒を取り巻く環境の問題があり、それらが複雑に絡み合っているものと考えます。これらの現状を鑑み、子供の健康的な成長を促進するために、児童生徒に関わる環境（家庭・友人関係・学校等）に働きかけるスクールソーシャルワーカー（以下SSW）、児童生徒とその関係者に対する心理的支援を行うスクールカウンセラー（以下SC）の役割が重要となります。

SCが自らの役割や活動の目的・内容を理解し、学校や地域の実情に応じて教育相談や支援等の業務を適正に遂行していくことにより、悩み苦しみの中にいる児童生徒が、夢と志を育み、将来の希望を抱けるような、安全で魅力ある学校生活・学習環境を提供できることを切に願い、手引きを作成しました。

宮城県臨床心理士会
宮城県教育庁義務教育課

平成31年2月

目 次

1 趣旨	1
(1) SC導入の背景	
(2) SC導入のねらい	
2 学校教育におけるスクールカウンセリングとSC	
(1) SCの職務内容	
① 児童生徒への心理的支援	
② 保護者に対する心理的支援	
③ 児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントとその活用	
④ 緊急時における危機介入と児童生徒に対する心理教育プログラム等の実施	2
⑤ いじめや暴力行為等の問題行動への対応	
⑥ 不登校や問題行動への対応	
⑦ 教職員に対するコンサルテーション	
⑧ 教職員への教育相談力等の向上のための校内研修の実施	
(2) SCの基本姿勢	3
① スクールカウンセリングの基本姿勢	
② スクールカウンセリングの主役は教員である	
3 SCの業務遂行に当たって配慮すべき事項	
(1) 守秘義務について	
(2) 情報の共有について	
(3) 家庭訪問について	
(4) 心理検査・査定について	
(5) 児童虐待に係る通告	4
(6) 性被害への対応について	
(7) 外部機関との連携について	

1 趣旨

(1) SC導入の背景

複雑化、多様化する社会の中にあつて、児童生徒が抱える課題も、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、虐待等と多様化している。また、予期せぬ災害や事件・事故等に見舞われ心理的な支援が必要とされることもある。児童生徒が抱える課題の解決に向け、生徒指導の一貫として学校の教育相談体制の充実が求められているが、特に、学校だけでは問題の解決が困難な場合も多く、個から集団・組織までも視野に入れた心理的な支援を行う専門性を備えたSCの果たす役割に大きな期待が寄せられている。

(2) SC導入のねらい

SCは、学校の教育相談体制や生徒指導体制の中で、児童生徒、保護者、教職員に対し、心理に関する専門的見地から、心理アセスメント（見立て）やカウンセリング、コンサルテーション（専門家による助言・援助を含めた検討）等を行うことを目的の一つとしている。

加えて、学校全体を支援の対象とする視点を持ち、個々の児童生徒の不登校、問題行動等への対応のみならず、教員が中心となって行う個や集団に対する心理教育への支援など、教職員の教育相談力を高めるための研修やケース会議などでも専門性を発揮することが求められており、学校全体をアセスメントし、教育相談体制の改善充実を他職種と協働して推進していくことも重要な目的となる。

※ 心理アセスメント（見立て）

本人、家族、地域や関係者などの情報から、そこに至るまでの経緯と現時点での周囲の環境や本人の状態像を繋ぎ合わせ、今後の本人の成長過程を考慮して、子供の人生にとって意味のある現状の理解と今後の見通しを立て、支援に繋げて行く。個々の児童生徒のアセスメントに留まらず、家庭や教職員、関係する人々のアセスメント及びそれらの人の関係性のアセスメントを含め、多面的多層的に見立てることが必要である。

2 学校教育におけるスクールカウンセリングとSC

(1) SCの職務内容

① 児童生徒への心理的支援

- ・ 相談室でのカウンセリング
- ・ 休み時間・日常的な場面での声掛けや相談活動（個別の相談だけではなく、児童生徒が集まる場面での自然な関わりの中での行動観察を通して、児童生徒理解・心理的支援に繋げる）
- ・ 児童生徒の抱える心理的課題及び健康面における発達課題に関する面接及び授業観察等による見立て（心理検査は実施しない）
- ・ 適切な配慮や支援方法等についての教職員に対する職務上必要なコンサルテーション

② 保護者に対する心理的支援

- ・ 来校した保護者への相談活動（カウンセリングを含む）
- ・ 電話による相談活動
- ・ 保護者に対する情報提供や心理教育、講習会等の啓発活動

③ 児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントとその活用

- ・ 学級や学校全体における課題の把握のため、授業、学校行事への参加・観察、休憩時間や給食の時間を児童生徒と一緒に過ごすといった活動を通じた、学級や集団における個々の児童生徒、相互の関係、集団の状態、学校の状態等の見立て
- ・ 適切な配慮や支援方法等についての教職員に対する職務上必要なコンサルテーション

④ 緊急時における危機介入と児童生徒に対する心理教育プログラム等の実施

- ・ 事件・事故や自然災害の発生後等の緊急時における児童生徒や教職員等の学校全体を対象としたアセスメント
- ・ 必要に応じての児童生徒に対する心理教育（ストレスマネジメント・リラクゼーション等）の実施
- ※ アセスメントを行う際には、不適切な聞き取りや調査・質問紙の使用がないよう、十分な検討・配慮が必要である。
- ※ 自然災害、突発的な事件・事故、虐待の当事者となった児童生徒に対しては、関与そのものが再体験を誘発し支援者による二次被害の危険性を念頭に、自らの力量と知識・経験の範囲でできることか否かの的確な判断が必要になる。場合によっては適切な専門性を有する機関・人に委ねる力もＳＣにとって不可欠な資質である。

⑤ いじめや暴力行為等の問題行動への対応

- ・ いじめ防止対策推進法第２２条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の一員としての同法に基づく組織対応の支援
- ・ いじめ防止に積極的に関わるとともに、いじめを行った児童生徒といじめを受けた児童生徒だけではなく、周囲の児童生徒に対する心理的支援によるいじめの解消や再発防止の支援
- ・ 客観的事実関係の聞き取りを行う教員など他職種と役割分担をし、心理援助者の立場でそれぞれの主観的な体験を丁寧に扱い、注意深くアセスメントをした上で、学校に対して適切な配慮や対応に繋がるコンサルテーションの実施

⑥ 不登校や問題行動への対応

- ・ 不登校や問題行動について、虐待などの不適切な養育や家庭の問題（貧困・不和）、発達の特徴、いじめを含む何らかの被害を受けていないかなど、本人を取り巻く環境を含めた様々な背景にも視野を広げたアセスメントの実施及び教員に対する適切な配慮や対応についてのコンサルテーションの実施
- ・ カウンセリング等、本人や保護者の意思を尊重しながらの心理的支援

⑦ 教職員に対するコンサルテーション

- ・ 児童生徒への個別・集団対応に関する関係する教職員への心理学的見地からの助言・援助
- ・ 児童生徒への心理教育的活動の実施に関しての助言・援助（プログラムコンサルテーション）
- ・ ケース会議等、教育相談に関する会議での教職員への心理学的見地からの助言・援助
- ※ ケース会議

事例検討会やケースカンファレンスとも言われ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法。事例の状況報告に終わることなく、状況に応じてＳＣが話し合いを促進する役割（ファシリテーター）を担い、多くの教員から有用な発言が出され、相互作用の中で課題や解決策を発見していくプロセスを援助し、実効性のあるものとすることも重要な職務である。

- ※ 教職員に対するコンサルテーションは、ＳＣにとって非常に重要な仕事である。そのため、ＳＣが積極的に教職員と協働者としての信頼関係を築き、過不足なく適切な情報交換を行える環境の形成が必要である。

⑧ 教職員への教育相談力等の向上のための校内研修の実施

- ・ 日常的に児童生徒と接する教職員が、心の問題に関わる知識を得ることで一層の児童生徒理解が深まる。校長の学校経営方針に基づき教員に対して、適宜、心理教育や研修を行うことが望ましい。

(2) SCの基本姿勢

① スクールカウンセリングの基本姿勢

- ・ 昨今の教育相談事例の多様化、複雑化により、発達心理学やコミュニティ心理学等を含む、臨床心理学の専門性が求められている。教職員以外の専門的視点を学校に導入することは、相談活動の幅を広げられる利点となる。
- ・ スクールカウンセリングは、病院や相談機関などの心理臨床とは大きく異なるため、SCは積極的に学校のシステムを学び、教員と協働できるような関係構築のために努力する姿勢が求められる。

② スクールカウンセリングの主役は教員である

- ・ 学校におけるSCの活動は、外部の相談機関とは異なり、学校組織の中に位置付けられている。効果的なSCの活用のためには、教育相談体制全体の充実が不可欠となる。
- ・ 教員は日常的に児童生徒と関わっているという強みがあり、学校だからこそできる児童生徒への関わりも多い。SCだけで相談支援を担えることは少なく、むしろ教員を後方支援していく存在として役割を果たすことが重要である。

3 SCの業務遂行に当たって配慮すべき事項

(1) 守秘義務について

SCは、一般職の地方公務員に準じ、地方公務員法に基づく守秘義務が課せられることとなる。また、公認心理師法第41条の秘密保持義務及び臨床心理士会等の職能団体が定める倫理綱領や行動規準等の遵守も課せられている。しかし、自他の生命にかかわる事態や虐待が疑われる場合については、その限りではない。また、SCが業務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する教育相談活動における指導や支援のために必要となる内容については、学校に対して適切に報告することが必要である。

基本的には、児童生徒・保護者が教職員との信頼関係と相互理解を構築し、当事者も参加しての対応検討・チーム支援に繋がることが望ましく、そのための心理的支援を行うことがSCの役割となる。

※ 県教育委員会は各種法令に加え、臨床心理士会等の職能団体が定めた倫理綱領や行動規準を理解した上で、学校組織における組織的対応とのバランスを考慮し、適切に守秘義務を課す必要がある。

(2) 情報の共有について

SCは、活動報告書（県教育委員会の書式）の作成とともに、学校職員として自らの活動内容等を学校に報告する必要がある。また、児童生徒に対する教育相談活動を行う上で必要不可欠な情報については、個人情報情報の扱いに関わる法令等を遵守し十分に注意することが求められる。

(3) 家庭訪問について

SCの業務は、学校内におけるカウンセリング等が基本となるため、家庭訪問は実施しないものとする。

(4) 心理検査・査定について

SCは、学校組織内における教育相談活動の範ちゅうでの活動を行う立場であり、基本的に、医療機関を含む専門機関における役割とは立場が異なる。必要不可欠な診断・治療のための検査や、制度利用のための査定への影響も鑑み、また、検査環境も整わない状況での検査結果は信ぴょう性も疑われることから、県教育委員会では、SCの心理検査・査定は実施しないものとする。

日常生活における行動観察を含め様々な情報が多岐に得られ、頻繁に関わることも可能であることから、一定の心理学的知識と経験によるアセスメントは可能と考える。その範ちゅうを超えたアセスメントが必要な場合には他機関の利用を検討すべきである。

(5) 児童虐待に係る通告

学校関係者には虐待の早期発見に努める努力義務が課せられている。SCは支援を行っていく中で、虐待の恐れがあると感じられた場合には、即時速やかに学校と情報を共有する責任が発生する。その上で、市町村又は児童相談所等への通告義務があることを学校の管理職と確認し、SCとして必要な支援を行う。

(6) 性被害（性虐待を含む）への対応について

性被害は、2017年の刑法改正により親告罪の規定が撤廃された。しかし、密室での犯罪である場合が多く、第三者の証言や物的証拠を得ることが非常に難しい。そのため、本人の証言が非常に重要なものとなるので「司法面接」の手法を用いた聞き取りが不可欠である。SCが児童生徒からの相談を受けた場合には、遮らずその気持ちと状態を慎重に受け止めつつ、詳細な聞き取りはせずに、早急に学校を通して児童相談所に連絡をする必要がある。加えて、その時の記録はSCの発言も含め、全て逐語で記録することが望ましい。

(7) 外部機関との連携について

医療機関の紹介を求められた場合であっても、SC個人の立場で紹介状や情報提供書を書いて特定の機関を紹介することはせず、必要時には、学校組織として学校長の判断での機関連携の形態を取る。

相談の中での情報提供や案内の場合であっても、当事者が選択できるように公的な機関を基本に複数の機関を提示することが基本である。

【参考文献】

- ・ 平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」
- ・ 平成31年2月 スクールカウンセラー活用指針 宮城県教育庁義務教育課
- ・ 宮城県臨床心理士会「スクールカウンセラー活動マニュアル 第8版」